

いすみ市過疎地域持続的発展計画 (案)



令和 8 年度～令和 12 年度

千葉県いすみ市

目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 市の概況	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向	2
	(3) 市行財政の状況	4
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
	(7) 計画期間	9
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
	(1) 現況と問題点	10
	(2) その対策	10
	(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	11
3	産業の振興	12
	(1) 現況と問題点	12
	(2) その対策	13
	(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	15
	(4) 産業振興促進事項	16
4	地域における情報化	18
	(1) 現況と問題点	18
	(2) その対策	18
	(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	18
5	交通施設の整備、交通手段の確保	19
	(1) 現況と問題点	19
	(2) その対策	19
	(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	19
6	生活環境の整備	22
	(1) 現況と問題点	22
	(2) その対策	23
	(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	24
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
	(1) 現況と問題点	26
	(2) その対策	26
	(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	27

8	医療の確保	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	29
(3)	事業計画（令和8年度から令和12年度）	29
9	教育の振興	30
(1)	現況と問題点	30
(2)	その対策	30
(3)	事業計画（令和8年度から令和12年度）	31
10	集落の整備	32
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	32
(3)	事業計画（令和8年度から令和12年度）	32
11	地域文化の振興等	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	33
(3)	事業計画（令和8年度から令和12年度）	33
12	再生可能エネルギーの利用の推進	35
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	35
(3)	事業計画（令和8年度から令和12年度）	35
	事業計画（令和8年度から令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	36

1 基本的な事項

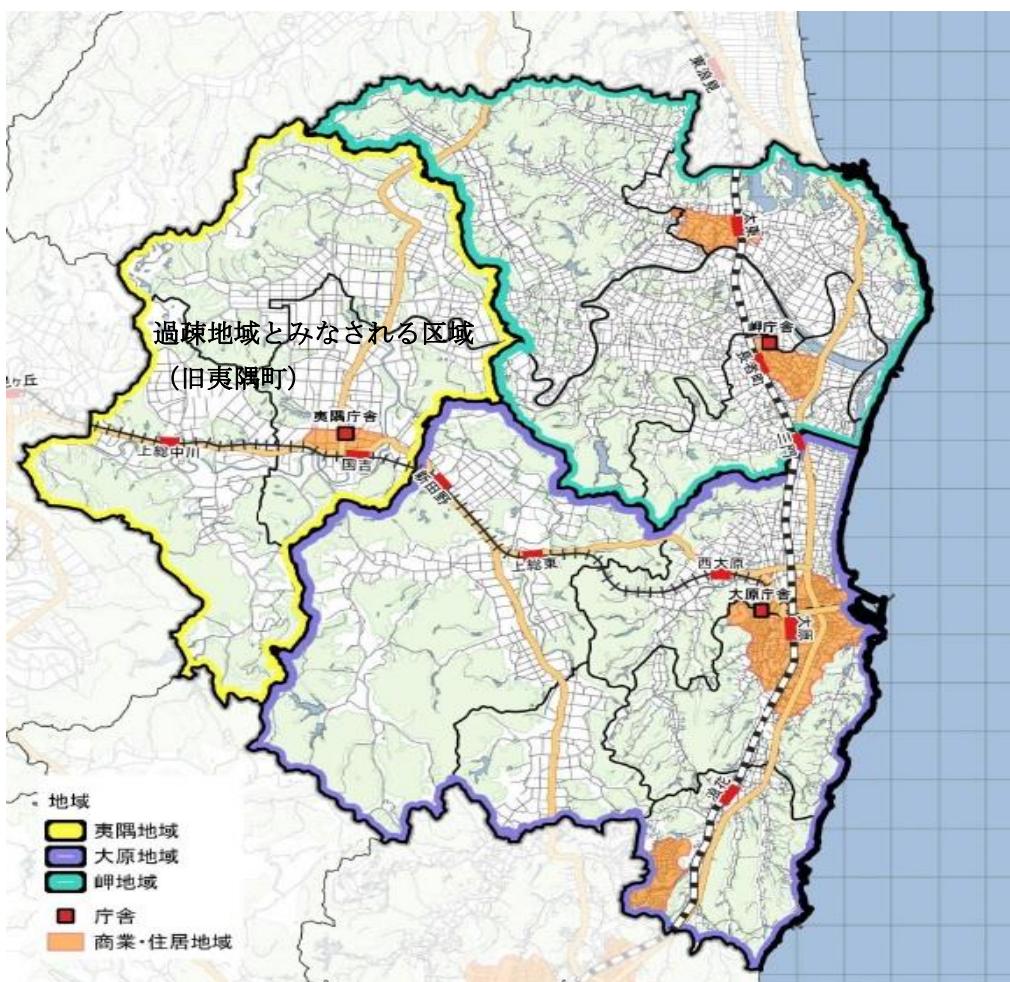
(1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市において過疎地域とみなされる夷隅地域（旧夷隅町）は、昭和29年4月29日に国吉町、中川村、千町村の1町2村が合併し、当初人口は11,622人の町として誕生しました。その後、「平成の大合併」に伴い、平成17年12月5日に夷隅町・大原町・岬町の3町が合併して、千葉県内34番目の市として現在の「いすみ市」となりました。千葉県内において名前に平仮名を用いた市町村は本市が初めてで、唯一の存在となっています。

本市は、千葉県の南東部に位置し、県庁所在地である千葉市の45km圏内、東京都心の75km圏内にあります。東側は太平洋に面しており、北部は長生郡一宮町・睦沢町、西部は夷隅郡大多喜町、南部は夷隅郡御宿町・勝浦市にそれぞれ接しています。

面積は157.50km²、平均気温は約15°C、年間降水量は約2,000mm。千葉県最大の流域面積を有する夷隅川が、市域を南北に分けるように流れています。房総丘陵の北端に位置し、低い丘陵とその間に低地の広がる地形になっており、夷隅川流域を中心に谷津田の里山風景が随所に見られます。海岸は南房総国定公園に指定されており、東方沖には、水深10m～20mの「器械根」と呼ばれる岩礁が沖合10km以上まで広がっています。南房総から断続的に続く岩礁海岸が太東崎で終わり、その北側には砂浜の九十九里浜が続きます。



イ 市における過疎の状況

令和4年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき、本市の夷隅地域（旧夷隅町）が過疎地域とみなされる区域として公示されました。

国勢調査によると、夷隅地域の人口は昭和25年以降一貫して減少しており、近年の人口減少の要因には死亡者が出生者数を上回る自然減、進学や就職、結婚の時期に当たる10代、20代の若者・子育て世帯の市外への流出が挙げられます。このことから地域を取り巻く状況は厳しく、過疎化のさらなる進行が懸念されることから、少子高齢化への対応を行いながら移住定住の促進、関係人口・交流人口の拡大、ＩＣＴの活用といった積極的な振興策を行うことが必要となっています。

ウ 産業構造の変化、社会経済的発展の方向の概要

夷隅地域の基幹産業は第一次産業です。県内でも有数の農地面積を誇り、米、野菜、果物、花卉など多様な農産物が生産されています。

しかし、近年、従事者の高齢化や後継者不足、少子高齢化、若年層の都市部への流出による人口減少等が大きな問題となっており、今後もさらなる少子高齢化の進行が予想されていることから、多くの産業において事業が成り立たなくなる恐れがあります。

本市の産業を維持及び発展させるためには、農産物や地域資源を活かした加工品の高付加価値化、観光業と商工業を結び付けたまちづくりの推進などに取り組み、地域経済の活性化及び安定した雇用の場の創出を図ることが重要と考えます。

（2）人口及び産業の推移と動向

国勢調査によると、夷隅地域における人口は昭和25年の11,804人をピークに減少し、昭和55年には8,360人、平成2年には8,145人、平成17年には7,611人、平成27年には6,772人、令和2年には6,124人となっており、昭和55年から令和2年までの40年間で、2,236人の減（△26.7%）となっています。

また、本市の人口は市制施行以降減少し続けています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、今後も人口減少はさらに進み、2045年には、22,364人にまで減少すると推計されています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少傾向である一方、老人人口（65歳以上）は2020年頃まで増加傾向にありますが、将来的には減少傾向に転じると推計され、総人口の減少が一層進むと予想されます。

コロナ禍を契機としたリモートワークの普及など、社会情勢の変化により地方へ注目が集まる中、引き続き空き家や空き公共施設を活用した移住・定住施策を進めるとともに、二地域居住施策の取り組みを推進し、人口の社会増につなげていきます。

表 1-1 (1-1) 市全体の人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和55年	平成 2 年			平成17年			平成27年			令和 2 年	
	実数	実数	S55比増減率	実数	S55比増減率	実数	S55比増減率	実数	S55比増減率	実数	S55比増減率	
総数	人 42,816	人 43,431	% 1.4	人 42,305	% △ 1.2	人 38,594	% △ 9.9	人 35,544	% △ 17.0	人	%	
0歳～14歳	8,761	7,292	△ 16.8	4,819	△ 45.0	3,691	△ 57.9	3,162	△ 63.9			
15歳～64歳	27,894	27,797	△ 0.3	25,106	△ 10.0	20,186	△ 27.6	17,316	△ 37.9			
うち15歳～ 29歳 (a)	7,446	6,874	△ 7.7	5,755	△ 22.7	3,960	△ 46.8	3,195	△ 57.1			
65歳以上 (b)	6,161	8,342	35.4	12,379	100.9	14,679	138.3	15,065	144.5			
(a)/総数	%	%		%		%		%		%		
若年者比率	17.4	15.8	-	13.6	-	10.3	-	9.0	-			
(b)/総数	%	%		%		%		%		%		
高齢者比率	14.4	19.2	-	29.3	-	38.0	-	42.4	-			

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合があります

※若年者比率は、15歳から29歳までの人口を総数で除して得た数値です

※高齢者比率は、65歳以上の人口を総数で除して得た数値です

表 1-1 (1-2) 夷隅地域の人口の推移 (国勢調査)

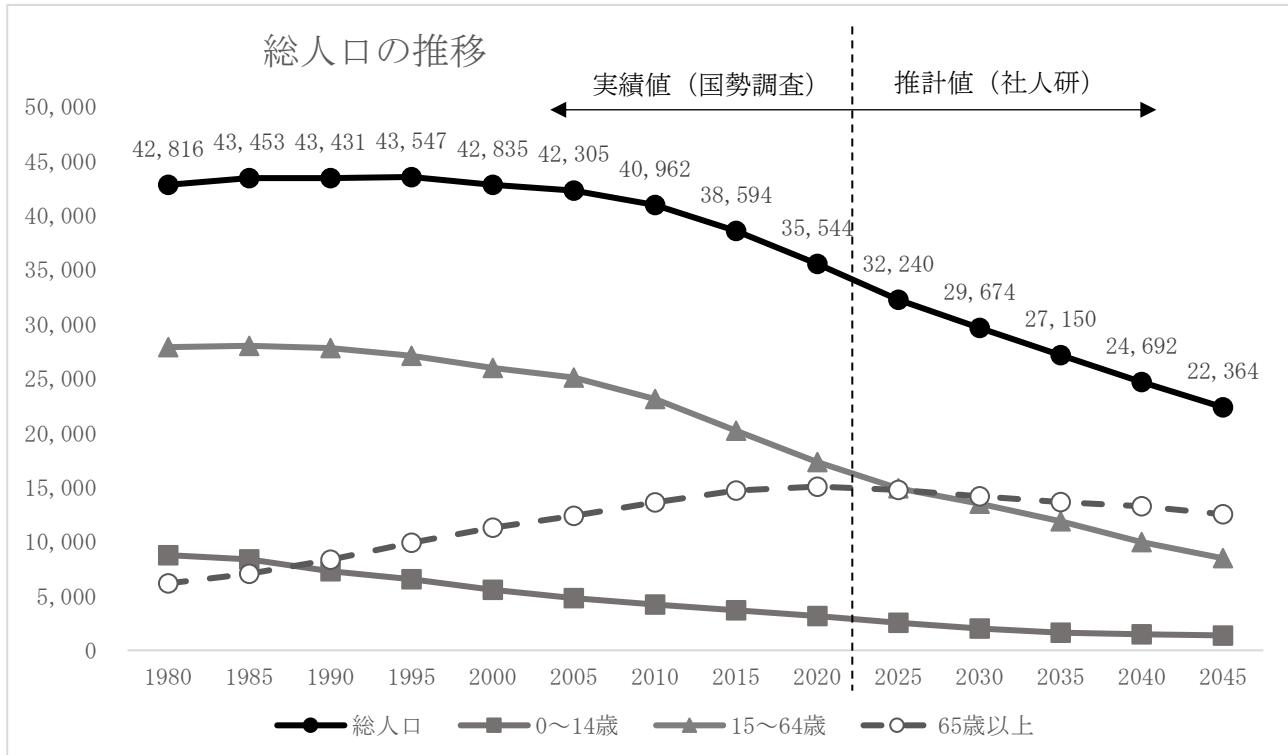
区分	昭和55年	平成 2 年			平成17年			平成27年			令和 2 年	
	実数	実数	S55比増減率	実数	S55比増減率	実数	S55比増減率	実数	S55比増減率	実数	S55比増減率	
総数	人 8,360	人 8,145	% △ 2.6	人 7,611	% △ 9.0	人 6,772	% △ 19.0	人 6,124	% △ 26.7	人	%	
0歳～14歳	1,807	1,377	△ 14.3	835	△ 48.0	611	△ 62.0	510	△ 68.3			
15歳～64歳	5,472	5,062	△ 7.5	4,451	△ 18.7	3,533	△ 35.4	2,952	△ 46.1			
うち15歳～ 29歳 (a)	1,418	1,188	△ 16.2	1,010	△ 28.8	690	△ 51.3	518	△ 63.5			
65歳以上 (b)	1,281	1,706	33.2	2,325	81.5	2,626	105.0	2,662	107.8			
(a)/総数	%	%		%		%		%		%		
若年者比率	17.0	14.6	-	13.3	-	10.2	-	8.5	-			
(b)/総数	%	%		%		%		%		%		
高齢者比率	15.3	20.9	-	30.5	-	38.8	-	43.5	-			

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合があります

※若年者比率は、15歳から29歳までの人口を総数で除して得た数値です

※高齢者比率は、65歳以上の人口を総数で除して得た数値です

表 1-1 (2) 市全体の人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所）



資料：1980～2020 は国勢調査、2025 以降は国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月22日公表）」

(3) 市行財政の状況

ア 行政の状況

本市は、平成17年12月の合併以降「新市建設計画」及び「いすみ市第1次総合計画」、「いすみ市第2次総合計画」を策定し、計画に掲げた各種施策を実施し、より良いまちづくりに市民と行政が協働し行政改革に取り組んできました。

しかし、令和2年から全国的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、本市においても飲食店や中小企業を中心に地域経済が大きなダメージを受けました。コロナの収束により以前の日常が戻ってきましたが、長引く地域経済の低迷や今後より一層進む人口減少と著しい少子高齢化の進展による地域経済の縮小、税収入の減少等により、歳入の確保が課題となる一方、歳出においては物価高騰により落ち込んだ地域経済への対応をはじめ、老朽化した公共施設の維持・更新費用、さらには増加する高齢者に対する行政サービス拡充など、社会保障経費の増加に伴い、硬直化した財政状況が続くことも懸念されます。また、本市の行政については、新たな政策への対応や住民ニーズの多様化、行政需要は量的・質的に増大する傾向である中で、職員の資質向上がより一層求められています。

このような中、行政需要の変化や「新たな日常」の実現に向け、適切に対応し、行政サービスを効率的・効果的に提供するため、市民と協働のまちづくりを進めるとともに、今後も市民が安心して住める街を目指して積極的に行政改革に取り組んでいきます。

イ 財政の状況

本市の令和6年度決算の歳入総額は、23,617,261千円となり、そのうち、市税を中心とする自主財源は、全体の42.1%であり、**自主財源比率は年々増加しているものの、依然として地方交付税（27.8%）や国庫支出金（12.4%）等に依存している状況となっています。**

このような中、**原油、物価の高騰による市民生活や地域経済への対応、少子高齢化等に伴う社会保障費の増加、また、道路、橋りょうなど生活インフラの基盤整備に伴う普通建設事業費の増加が見込まれ、今後の財政運営も厳しい状況となることが予想されています。**

今後は、より一層の行財政改革の徹底と自主財源の確保を図りながら、限られた財源を重点的、効果的に配分し「いすみ市第2次総合計画」を基本に、**人口減少対策【人】、地場産業の持続的発展【経済】、生活基盤の充実【生活】を新たな基本目標とした、第3期いすみ市地域創生総合戦略「いすみ市 人・経済・生活創生総合戦略」を推進し、『幸せ・安心・笑顔あふれるまち いすみ』の実現と健全財政の両立を図りながら、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。**

表1－2(1) 財政の状況 【市全体】

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	18,329,433	16,691,772	23,067,680	23,617,261
一般財源	10,348,630	11,222,434	11,205,558	12,056,333
国庫支出金	1,657,494	1,772,200	6,602,692	2,921,815
県支出金	869,328	1,047,592	1,079,013	1,317,805
地方債	3,415,300	1,031,600	1,657,700	1,356,900
うち過疎対策事業債	0	0	0	24,200
その他	2,038,681	1,617,946	2,522,717	5,964,408
歳出総額 B	17,399,346	15,718,284	22,010,161	22,724,174
義務的経費	6,627,714	7,254,073	7,618,048	8,512,028
投資的経費	2,540,061	749,954	2,230,663	2,681,226
うち普通建設事業	2,529,058	741,496	2,064,580	2,641,941
その他	8,231,571	7,714,257	12,161,450	11,530,920
過疎対策事業費	0	0	0	2,150,657
歳入歳出差引額 C (A-B)	930,087	973,488	1,057,519	893,087
翌年度に繰り越すべき財源 D	206,802	38,939	65,855	182,260
実質収支額 C-D	723,285	934,549	991,664	710,827
財政力指数	0.53	0.46	0.42	0.41
公債費負担比率	11.0%	15.2%	13.9%	11.9%
実質公債費比率	11.2%	8.4%	7.3%	6.3%
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	86.3%	84.4%	88.7%	90.3%
将来負担比率	125.5%	71.8%	33.8%	10.8%
地方債現在高	17,086,026	18,649,611	17,255,074	14,583,095

※区分は、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による

※過疎対策事業債及び過疎対策事業費は、総務省調査「過疎地域持続的発展計画に基づき実施した事業実績調査」における「市町村計画事業実績」から転記

ウ 施設整備水準

本市及び夷隅地域の主要公共施設等の整備状況については表1-2(2-1) (2-2) のとおりです。

いすみ市全体においては、市道の改良率・舗装率は令和6年度末で43.8%・75.4%となっており、千葉県の改良率・舗装率の60.6%・83.4%を下回っており、特に改良率が低い状況です。水道普及率は令和6年度末で98.8%に達し、大部分の住民が水道による給水を受けることが可能となっています。水洗化率については令和6年度末で91.1%となっており、専用住宅等へ合併浄化槽設置整備事業補助金を交付することで合併浄化槽の設置を促進し、生活雑排水の河川への流出を最小限にするように努めています。

夷隅地域においては、水道普及率及び水洗化率ともに高い水準にあります。また、人口千人当たりの病床数も高い水準にあり、この理由として、国保国吉病院組合「いすみ医療センター」が立地することが挙げられます。

表1－2(2-1) 主要公共施設等の整備状況 【市全体】

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市道						
改良率(%)	—	—	—	37.5	43.6	43.8
舗装率(%)	—	—	—	63.5	75.1	75.4
農道						
延長(m)	21,169	30,408	30,408	30,408	0	0
耕地1ha当たり農道延長(m)	16.8	24.1	24.1	7.9	0	0
林道						
延長(m)	16,743	22,221	23,493	23,493	23,493	14,026
林野1ha当たり林道延長(m)	2.5	3.3	3.5	3.8	3.6	2.3
水道普及率(%)	—	71.7	88.9	93.7	98.5	98.8
水洗化率(%)	—	—	—	91.0	91.1	91.1
人口千人当たりの病院、診療所の病床数(床)	7.8	12.9	9.7	9.4	10.8	9.9

表1－2(2-2) 主要公共施設等の整備状況 【夷隅地域】

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市道						
改良率(%)	—	—	—	—	—	—
舗装率(%)	—	—	—	—	—	—
農道						
延長(m)	21,169	30,044	30,044	30,044	0	0
耕地1ha当たり農道延長(m)	16.8	23.8	23.8	23.8	0	0
林道						
延長(m)	8,126	8,126	8,126	8,126	8,126	5,557
林野1ha当たり林道延長(m)	4.2	4.6	4.5	4.5	4.5	3.4
水道普及率(%)	97.0	97.1	98.0	—	—	—
水洗化率(%)	—	—	—	91.0	91.1	91.1
人口千人当たりの病院、診療所の病床数(床)	16.8	17.3	12.3	20.1	23.5	24.5

（4）地域の持続的発展の基本方針

本市では、平成30年3月にまちづくりの最上位の指針となる「いすみ市第2次総合計画」を策定しました。当該計画に基づき、人口減少、少子高齢化が進み、地域経済が縮小しつつある中で、本市が生き残るために、人口動態に合わせた持続可能な社会基盤の構築を図る各種施策を実行していきます。

「いすみ市第2次総合計画施策の基本方針」

1. 地域経済の好循環と地域所得の向上
2. 支え合い、安心して暮らせる地域づくりの推進
3. 子どもの教育と学びの場の充実
4. 自然と共生するまちづくりの推進
5. 安全、安心なまちづくりの推進
6. 生活、産業基盤の充実
7. 行財政改革の実行と市民と協働のまちづくりの推進

（5）地域の持続的発展のための基本目標

地域資源を活かした地域づくりや地域産業の活性化により雇用の創出を図るとともに、子育て環境の充実や生活の利便性を高めることで、子育て世代をはじめとした多様な世代の移住・定住を促進し、夷隅地域が非過疎地域となるために、次の目標を定めます。

人口に関する目標【市全体】

令和12年国勢調査における総人口 30,200人をめざす

令和12年国勢調査における社会増減±0人をめざす

(人)

	現状値（令和2年）	目標値（令和12年）
総人口	35,544	30,200
人口の社会増減（転出、転入数の差）	△213	±0

資料：令和2年国勢調査

人口に関する目標【夷隅地域】

令和12年度国勢調査における夷隅地域の人口 5,600人をめざす

(人)

	現状値（令和2年）	目標値（令和12年）
夷隅地域の人口	6,124	5,600

資料：令和2年国勢調査

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度、「いすみ市 人・経済・生活創生総合戦略」の評価時期に合わせて府内での評価を行い、その後、項目等を抽出して法人や外部有識者で構成された「いすみ市地域活性化委員会」において評価します。評価の結果については、ホームページで公表します。

（7）計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、平成29年3月に策定した「いすみ市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営を行うための基本的な方針と整合を図りながら適切に実施します。また、本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、「いすみ市公共施設等総合管理計画」に適合します。

「いすみ市公共施設等総合管理計画の基本方針」

1. 合併に伴う機能重複の見直しによる施設の適正配置

- ・旧町合併により公共施設の機能やサービスが重複していることから、各施設の利用状況や地域性を考慮した配置の見直しを行うとともに、将来のまちづくりの視点に立った施設や機能の適正配置を進める。

2. 人口や需要の変化に対応した施設規模の適正化

- ・人口減少や少子高齢化などによる需要の変化に対応するため、公共施設やサービスの規模を適正化する。また、それによる施設総量の圧縮や運営等の効率化を行うことによって、更新費用や運営費用の削減を図り、公共施設の有効活用を進めるとともに費用の平準化を図る。

3. 施設の集約化・多機能化による公共サービスの充実

- ・これまでの施設重視から機能重視へ考え方を転換し、施設の集約化や多機能化を進める。併せて地域に必要な機能を導入することにより、公共施設の有効活用を進めるとともにサービスの充実化を図る。

4. 官民連携と広域連携等による施設整備の推進

- ・官民連携手法の導入を検討し、市民団体など民間との連携等により施設整備並びに運営等を効率化する。また、近隣自治体等との広域連携によりコストを抑えてニーズに合った施設整備を実現する。

5. 施設情報の府内一元化と計画的な保全による長寿命化の推進

- ・施設情報を一元化し、府内で連携しながら横断的な施設管理に取り組める体制を構築する。また、老朽化の進行に対応するため、今後の施設の方向性と合わせて建替えや長寿命化を計画的に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流

本市は、東京駅から市内の大原駅まで特急電車で70分、また、首都圏中央連絡自動車道・市原鶴舞インターの開通により、都心方面からの交通利便性も向上しています。

本市の人口は減少傾向にありますが、とりわけ夷隅地域においてはその傾向が顕著で、空き家・空き店舗が多く存在しています。その要因としては、少子高齢化による自然減はもとより、進学や仕事などを理由とした転出による社会減が大きく影響しています。

のことから、人口減少に歯止めをかけるために、子育て支援、高齢者支援などの福祉施策の充実や創業支援施策などにより仕事等を理由とする転出の減少に取り組んでいます。

また、移住相談窓口を設置して、移住を検討している方たちに自然環境に恵まれた本市の魅力をPRするとともに、移住・定住希望者を対象とした移住支援施策の更なる充実を図る必要があります。

地域間交流については、国内外の地域の人々との交流を促進し、異文化とふれあうことにより、自らの地域の良さを再発見し、新たな地域資源を発掘することにつなげていきたいと考えます。

イ 人材育成

人口減少は、消費市場の縮小や人材不足といった地域経済への悪影響だけではなく、地域活力の衰退にもつながります。このような中、地域や市民が行う地域活性化へ向けた取り組みを後押しし、市民主体の活力あるまちづくりを推進するため、地域社会の担い手となる人材育成が課題となっています。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流

関係機関と連携し、移住・定住・地元への就職希望者に対しての情報発信や相談、空き家バンク制度の充実等を図ります。

都市部で働き、退職後に移住を検討する方にとって「医療・福祉の充実」が重要なポイントとなることから、地域医療を担う「いすみ医療センター」が夷隅地域にあることは、移住の決め手の一つとなっています。

また、**コロナ禍を契機としたリモートワークの普及など、社会情勢の変化により地方への注目**が集まる中、住みたい田舎ベストランキング首都圏エリア総合1位に9年連続選ばれていることから、ニーズを的確に捉え、各種産業を振興し安定した雇用の場を確保するなど、魅力ある地域づくりを推進します。

さらに、関係人口の増加を図るため、地域の自然環境、歴史、文化、農林水産業、観光等の特性を活かしながら、多彩な地域間交流を推進します。

イ 人材育成

国内外の友好都市（南魚沼市）や姉妹都市（アメリカ合衆国ウォパン市、ダルース市）との異文化交流や子ども同士の交流を通じ、郷土愛を育成する機会を提供するほか、学校教育や社会教育における児童・生徒の海外派遣事業や外国人青年の招致活動等の充実を図り、地域の国際性豊かな人づくりを促進します。

また、地域社会の様々な分野で活躍できる人材を育成するために、国の地域おこし協力隊などの制度を活用し、地域内外の企業や人材などのネットワークづくりを進め、地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。

（3）事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	移住定住促進事業 ・地域の情報発信及び体験交流プログラムの実施、移住相談、空き家バンクの運営等により移住・定住の促進を図る。	市	
	(地域間交流)	国際交流事業 ・市民の異文化に対する理解と認識を深め、国際社会に貢献する豊かな人間形成を図る。	国際交流協会	
	(人材育成)	地域おこし協力隊事業 ・都市から地域の活性化に意欲ある人材を受け入れ、地域課題の克服を行いながら定住・定着を図る。	市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

夷隅地域は、水稻を主体とした米の産地であり、いすみ米は千葉県の三大銘柄として知られています。水稻以外にも、特産化を目指すブルーベリーなど市場で評価の高い果樹類、トマトやナバナ、イチゴなどの野菜類、さらにはスプレーストック等の花卉類など多様な農産物が生産されています。また、有機作物の取り組みも進んでおり、特別栽培米「いすみっこ」や有機野菜の生産を推進することによって、高付加価値化を図り、生産力・農業所得向上に努めています。

しかし、夷隅地域の農業を取り巻く状況は、**国際情勢の影響によるエネルギー価格や飼料・肥料価格等の高騰**、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手不足、さらには耕作放棄地の拡大や有害鳥獣の被害の増加などにより厳しさを増しています。特に有害鳥獣の被害については、山間部から中山間地域の水田及び竹林のイノシシによる被害が増加しているほか、キヨン等の小動物が市街地まで出没し、野菜・果樹等の被害も拡大するなど生息範囲が市内全体に及んでおり、防護柵等被害防止対策を集落単位で効果的、効率的に行うなど一層の強化が必要です。

その他、市域全体の面積の**約40%**を占める森林は、国土保全や水源かん養、さらには地球温暖化対策などへの大きな役割が期待されますが、その維持管理が課題となっています。

イ 企業誘致

企業立地や雇用の促進を図るため、須賀谷市有地の整備を進めるとともに、空き公共施設等への企業誘致活動を推進していく必要があります。

ウ 商工業

商工業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流や賑わいを創出するものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。しかし、近年、少子高齢化の進行による需要減少やライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化、インターネットを利用した商品販売の急速な浸透など、商工業を取り巻く環境は著しく変化しており、中小企業の経営は大変厳しいものとなっています。とりわけ夷隅地域の商店街は、シャッターの閉まった空き店舗が多く、今後は空き店舗の利活用や、魅力あるイベントを開催するなど、商店街の活性化につながる取り組みを積極的に行っていく必要があります。

また、製造業は、夷隅地域を中心に生産される天然ガスを利用する化学工業のほか、食料品製造、機械、繊維などの中小企業により構成されています。

今後は、商工会活動を中心に、関係機関と協議・協力し、顧客・市民ニーズの把握や経営者の意識改革を進め、経営安定化に向けた環境整備に努める必要があります。

エ 観光

夷隅地域は、気候が温暖で肥沃な大地で育まれた山の幸に恵まれ、自然や歴史的・文化的遺産など観光資源を豊富に持ち合わせています。そして、万木城跡公園や神社仏閣など歴史ある建造

物が多く点在しており、郷土の誇るべき伝統行事等の魅力にあふれています。

これまで本市においては、**旧いすみ市観光協会**や文化財保護団体等と連携し、資源や遺産の活用と保全を行うとともに、ホームページ等での情報発信やテレビドラマ等のロケーション撮影の積極的な誘致や支援等により、地域の認知度向上に取り組んできました。これらの施策が一定の成果を挙げている中で、今後は、多様化する観光ニーズへの対応や交通網の整備、周辺観光地との連携、宿泊施設の確保などの課題解決に取り組み、観光客の受入態勢の強化を図る必要があります。

オ 情報通信産業

情報通信産業は、国内において非常に大きな市場規模を有し、今後も発展が見込まれる産業です。また、企業の地方分散の加速や大容量高速情報サービスをはじめとした情報通信分野の技術革新による他産業への波及効果が期待されています。

このような中で、雇用機会の創出や確保、若い世代を中心とした定住促進を目的に、都市部に集中する雇用力の高いIT関連事業をはじめとする情報サービス分野の企業誘致を積極的に行っていく必要があります。

（2）その対策

ア 農林業

本市では、「美食のまちいすみ」の推進や港の朝市を活用した農産物のPRや企業と連携した販売促進、いすみブランドの確立による高付加価値化を図ります。そして、有機米等の生産・販売体制の強化や6次産業化の展開、農産物のオーナー制度や農泊等の取り組みにより農家の所得増大及び地域農業の活性化を目指します。

また、「自然と共生する里づくり」により、土着菌完熟堆肥を活用した有機農業の促進や有機JAS規格認定・GAP認証の取得などを行い、農産物のストーリーを明確に表すなど、消費者に安心安全な農産物の提供、他の地域の農産物との差別化を図ることで、小規模経営でも生計の成り立つ農業の確立に取り組みます。

学校給食で使用する米の全量を農薬・化学肥料不使用で栽培されたブランド米「いすみっこ」でまかない、野菜においても5品目の有機野菜を供給するなど、環境に配慮した安心安全な農作物を、次世代を担う子ども達に提供し、食育の推進並びに農作物の普及啓発を行います。

夷隅地域の農業は、高齢化による農業従事者の減少が加速しており、農業従事者の育成と確保が求められているため、新規就農者の相談や農地の確保など、就農するための環境整備に取り組んでいきます。また、農業経営体の法人化、集落単位での集落営農への体制強化の確立に努めます。

有機米づくりを行っている農業者等と連携し、小学生を対象とした「教育ファーム」を実施するなど子どもの頃から農業に親しむ機会を提供することで、未来の農業の担い手を育成します。

また、農業水利施設や区画整理等の農業生産基盤の整備や農地の維持保全のための取り組みを強化し、生産性の高い農地を確保・維持することで、担い手への農地の利用集積や集落営農など

大規模農業の展開、情報通信技術の活用などにより農業経営の効率化を図ります。

近年、里山の荒廃や狩猟者の高齢化などにより、イノシシ、キヨンなどの有害鳥獣は増加し、駆除が追い付かない状況です。林道の整備、間伐の促進等による基盤整備や里山整備保全のための里山活動を支援することで森林等の環境を保ちつつ、いすみ市獣友会有害鳥獣駆除隊による有害鳥獣の捕獲支援、集落単位で電気柵の設置など地域と一体となって被害拡大の防止に今後も取り組んでいくとともに、集落における有害鳥獣対策のリーダーの育成を促進します。

イ 企業誘致

夷隅地域の須賀谷市有地は、インフラ整備や測量など民間投資の促進に向けた取り組みが必要であり、国・県の補助制度等を活用しながら推進します。また、空き公共施設については、地域の持続的な発展に資するよう企業誘致や産業振興、観光振興、地域交流、創業支援などの拠点として有効活用を図っていきます。なお、有効活用策が見い出せない場合には、施設の老朽化に伴う安全性を考慮し、解体撤去など適切な整理を進めていきます。

ウ 商工業

地域商工業の振興に向けて、中小企業資金融資のために利子補給金を交付するほか、商業関係者による主体的な活動を促進し、個性ある商店の創出を図るとともに経営基盤強化に向けた支援を継続的に行っていきます。

また、地域商社を核とした多様な主体との連携により、地域経済の維持と生業を確立し、若者が定着する地域づくりを進めるとともに、地域経済の縮小傾向に歯止めをかけ、地域課題の解決や起業・投資を呼び込むための取り組みを推進します。

エ 観光

夷隅地域は、四季折々の豊かな自然をはじめ、歴史ある神社仏閣が多くあることから、自然と歴史と文化を中心とした観光を創出することにより、地域の活性化を図ります。また、豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行により、国内外から観光客を呼び込むことで、地域所得の向上を図ります。夷隅地域に訪れた観光客がSNS等の情報発信を行いやすい環境を整備することで、地域の魅力の発見や新たな観光客の誘客を促進します。さらに、史跡公園等の案内板、トイレや休憩所、遊歩道など観光のための環境を整備します。

また、いすみ鉄道や農業、漁業など分野を超えた連携による体験型観光の充実や星空観賞などの新たな観光メニューの開発にも取り組むなど、市内にある様々な観光資源の組み合わせにより本市の特性を活かした観光施策を推進していきます。

いすみ米、味噌づくり等の各種オーナー制度等の地域の特産品を活用した交流型観光の拡充と、交流人口の拡大を図るとともに、年間を通じて本市を訪れる機会を創出することで、二地域居住や関係人口の増加にもつなげます。

官民一体となったシティプロモーションを行い、持続的な観光振興につながる新たな観光資源の開発を推進していきます。

豊かな自然環境や様々なシーンに合わせた景観を有することや、東京からアクセスしやすい距

離を強みと捉え、映画やテレビドラマ等のロケーション撮影の誘致と支援活動を行うとともにロケ地となった作品を通して本市の魅力や情報を発信する「いすみ外房フィルムコミッショング（i S F C）」事業を展開します。ロケーション受入れに伴う「直接的な経済効果」、作品を通じた観光客の増加による「間接的な経済効果」を生み出し、一層の魅力向上や地域振興を図っていきます。

才 情報通信産業

高度情報通信網の整備を進め情報基盤の強化に取り組み、地域内全域において大容量、高速情報サービスの利用が可能となるよう整備率の向上を図ります。

また、情報通信産業や情報通信関連サービス業などは若者の就職希望が多く、雇用創出や地域の定着が見込めるため、企業が進出しやすい環境整備や利用のない空き公共施設・空き店舗等の紹介を行い、積極的な誘致活動を推進します。

（3）事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	経営体育成基盤整備事業	県	
		ため池等整備事業	県	
		土地改良維持管理事業	市	
		農地耕作条件改善事業	農業者	
	(5) 企業誘致	須賀谷市有地整備事業	市	
		空き公共施設対策事業	市	
	(7) 商業 (その他)	商店街活性化事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設等管理経費	市	
		観光振興対策事業	市	
		観光施設等整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第一次産業)	有害鳥獣駆除対策事業 ・鳥獣による被害の減少を目指し、農林水産業の振興を図る。	市	
		園芸農産振興対策事業 ・園芸農産物生産拡大に必	市	

		要な機械・施設整備や、生産団体等に対して補助し、生産性向上を図る。		
(観光)		公園施設管理経費 ・魅力ある観光地づくりの推進と観光客受け入れ環境の整備を目的に観光施設を適正に管理する。	市	
(企業誘致)		企業誘致推進事業 ・空き公共施設等へ企業を誘致し、雇用の促進を図る。	市	
		産業振興及び雇用促進事業 ・企業の育成と立地等に必要な奨励措置を講ずることにより産業の振興と雇用の促進を図る。	市	
(その他)		土着菌完熟たい肥センター管理経費 ・地域の未利用資源を活用した循環型有機農業を推進するため、土着菌完熟たい肥センターを維持管理し、たい肥の販売を行う。	市	
	(11)その他	ふれあいセンター整備事業	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
夷隅地域全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業等、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策、（3）事業計画のとおり

ウ 産業振興施策の連携

産業振興施策を推進するにあたっては、千葉県や周辺市町村、民間事業者などとの連携に努めます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市では、平成 21 年度から平成 23 年度に防災行政無線の情報基盤の整備として、アナログ式防災行政無線設備のデジタル化への更新事業を行いました。その後、設備の老朽化に伴い、令和 5 年度に再整備を実施し、新しい電波方式である QPSK 方式へ変更するとともに、市民への多様な情報伝達ツールとして、防災アプリ等を整備しましたが、今後も日々進化する情報伝達ツールへの対応が課題となっています。また、地上デジタル放送における難視聴地域解消のため、平成 24 年度末までにギャップフィラー設備を市内 168 カ所（夷隅地域 53 カ所）に構築し運用を行っていますが、当該設備についても経年劣化等に伴い、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて設備の更新工事を行いました。

さらに、携帯電話サービスエリアについてもエリアの拡大を推進し、市内居住エリアの不感地域の通信環境の改善を図ってきましたが、居住エリアから離れた山間地域では未だ不感地域が解消されていない場所もあり、スマートフォンやタブレット端末等の普及といった情報化の進展に伴う対策が必要となっています。

(2) その対策

情報化社会に対応した行政サービスの提供を推進していくため、災害に強い情報通信基盤の構築や各種手続きのオンライン化など必要となる情報通信システムの設備の設置や更新を行います。また、引き続き携帯電話の不感地域の解消に向けた取り組みを行うとともに、スマートフォンやタブレット端末向けの情報発信の充実等、市民がいつでもどこでも防災情報や行政情報を取得できるよう環境整備を進めていきます。

(3) 事業計画（令和 8 年度から令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設（防災行政用無線施設）	防災行政無線施設管理運用事業	市	
	(テレビジョン放送等難視聴解消のための施設)	地上デジタル放送環境整備事業	市	
	(ブロードバンド施設)	地域情報通信基盤整備事業	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

夷隅地域の道路網は、内陸部に向けいすみ鉄道と並走するように東西に走る国道465号をはじめ、地域間を連絡する県道などで構成されており、地域経済の活性化に大きく寄与しています。

広域的には、首都圏中央連絡自動車道の市原鶴舞インターの開通により、取り付け道路の整備及び国道297号の整備は継続的に進められています。引き続き千葉県の掲げる「県都1時間構想」や「高速道路アクセス30分構想」の早期実現のため、関係機関に対してより積極的な整備拡充を求めていきます。

また、土地改良事業により換地となった市道の舗装化や歩行者の安全確保を図る歩道の設置や整備が求められており、日常的な安全性とともに、災害発生などの非常時を想定した計画的な道路整備も必要となっています。

(2) その対策

市民生活や地域状況の変化、経済活動の一層の広域化が進んでおり、道路は、生活活動基盤及び経済活動基盤のライフラインとして必要不可欠なものです。そのため、計画的な整備促進を図ることは、地域の活性化はもとより市全体の発展にも大きく寄与する重要課題となっています。

夷隅地域では、国道465号「莉谷・新田野バイパス」について、本市の拠点病院としての役割を果たすいすみ医療センターへのアクセス道として、また、首都圏中央連絡自動車道から国道128号へのバイパスとして、人と物の交流を加速させ地域の魅力発信、経済の活性化、移住定住へ大きな役割を果たすことから国や県に対する要望活動を行い整備の促進を図ります。

また、夷隅地域の交通手段としては、本市を東西に走り大多喜町へ向かう「いすみ鉄道」や市内を巡る「市内循環バス」、夷隅地域から茂原駅へつながる「いすみシャトルバス」、乗り合わせで各地域内やいすみ医療センターへ運行する「市民のりあいタクシー」、観光庁から「観光地域づくり法人（[登録DMO](#)）」として登録を受けている（一社）ツーリズムいすみが行う有償送迎サービスなど、地域住民の移動手段としてだけではなく、観光客も多く利用することから、引き続き利便性向上や夷隅地域の活性化に向けた取り組みを推進します。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 (道路)	市道 0104号線道路改良 事業 （楽町～万木）	市	
		市道 1316号線道路改良 事業 （島）	市	
		市道 2242号線道路改良 事業 （国府台～楽町）	市	

	市道 2256 号線道路改良事業（国府台～苅谷）	市	
	市道 2057・2060 号線道路改良事業（松丸）	市	
	市道 0101 号線維持補修事業（須賀谷～苅谷）	市	
	市道 0102 号線維持補修事業（苅谷～国府台）	市	
	市道 0107 号線維持補修事業（苅谷～大野）	市	
	市道 0106 号線維持補修事業（国府台～弥正）	市	
	市道舗装新設事業	市	土地改良事業換地後の道路整備事業
(橋りょう)	花園橋嵩上げ工事（柿和田～正立寺）	市	
	新苅谷橋（市道 0102 号線）補修工事（苅谷）	市	
	滝野川橋（市道 0214 号線）補修工事（行川～札森）	市	
	1-104 号橋（市道 1019 号線）補修工事（須賀谷）	市	
(3) 林道	林道維持補修事業	市	
(5) 鉄道施設等 (その他)	いすみ鉄道対策事業	いすみ鉄道	
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	市内公共交通運行事業 ・市内循環バス、いすみシ ヤトルバス、市民のりあい タクシーの運行維持の支援 等や車両の更新をし、公共 交通による市民の移動手段 の確保を図る。	市・商工会	

		<p>観光地域づくり法人連携支援事業</p> <p>・事業者協力型自家用有償運送事業を支援し、地域住民の交通手段の確保と観光の二次交通の充実を図る。</p>	市	
--	--	--	---	--

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道対策

本市の給水状況は、給水人口34,059人、水道普及率98.8%に達しています。（令和7年3月末現在）

人口減少に伴う給水人口の減少、地震対策の重要性の増大など、深刻な課題が顕在化し、また、管理棟やダム、浄水施設、配水池等の構造物、基幹管路等の老朽化が進み、多くの施設が更新期を迎える、夷隅地域各市町における水道事業の経営環境は厳しさを増していました。こうした背景を踏まえ、水道事業の経営基盤及び技術基盤を強化することにより、安定した経営体制を構築し、関係市町の水道使用者に対して将来にわたり安心で安全な水道水を持続的かつ安定的に供給することを目的に、令和7年4月1日に夷隅郡市2市2町の水道事業を統合しました。

今後は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局と連携し、老朽化施設の計画的な更新・改修等を推進していく必要があります。

イ 汚水処理対策

本市の汚水処理対策は、生活排水を浄化し河川や海域の水質を保全するため、単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。このことから、さらに市民への啓発を図りながら、合併処理浄化槽の普及拡大に努める必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

市内には、いすみクリーンセンター及び大原クリーンセンターのごみ処理施設があり、いすみクリーンセンターでは、夷隅地域・岬地域の廃棄物処理と大多喜町からの可燃ごみ処理を受託し、大原地域から排出される可燃ごみの処理は御宿町に委託しています。

いすみクリーンセンターは施設の長寿命化を図りながら稼働していますが、老朽化に伴う機械整備等が課題となっています。

令和7年8月に夷隅郡市2市2町と市原市との間で、一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する協議書を締結したことから、今後は広域的なごみ処理対策を検討する必要があります。

し尿処理施設は、一部事務組合により夷隅環境衛生組合で共同処理を実施しています。今後も構成市町の連携を強化し、施設の維持をしていく必要があります。

エ 火葬場

合併前からそれぞれの地域での枠組みにより火葬場を運営してきたため、夷隅地域は大多喜斎場無相苑、大原地域は大原聖苑、岬地域は一宮聖苑を主に利用しています。また、大原聖苑は御宿町からの委託を受けるなど、近隣自治体と相互に協力し運営しています。

オ 消防・防災・防犯の充実

消防団は、地域の人口減少や少子高齢化の進行、就業形態の多様化などにより団員の確保が厳しい状況であります。消防施設の整備を推進し、広域常備消防と連携を図り、消防体制を強化していく必要があります。

災害時の安全な避難行動を確保するため、市民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制を整備する必要があります。また、市民の防災に対する意識啓発や自主防災組織の強化、要配慮者等災害弱者への支援及び避難体制の拡充等を図るなど、自助、共助による防災・消防対策を強化する必要があります。

交通安全・防犯対策は、安心して住める地域社会の実現のため、市民が警察や関係機関と連携し、地域ぐるみで交通安全・防犯体制の充実を図る必要があります。特に、高齢者・児童・幼児など交通弱者を中心とする交通安全対策の強化や防犯灯・防犯カメラ等の設置促進を図るとともに、地域による見守り活動の活性化や家庭・学校・地域の連携による規範意識の醸成及び防犯に関する知識の普及啓発、情報共有等に取り組むことで、交通事故や犯罪が起きにくい環境を整備する必要があります。

カ 公営住宅

市営住宅は、多くが昭和40年代から50年代にかけて建築され老朽化が進んでいます。このことから夷隅地域の松丸住宅を除いて新規の入居募集は行っていない状況です。安全性の確保を図りながら計画的な修繕を図りつつ用途廃止も行っています。

キ その他

夷隅庁舎は、昭和44年に建築され、著しく老朽化していたことから、令和7年8月に庁舎を新築し、同年9月から庁舎業務を移転しました。今後は、旧庁舎の早急な除却を行い、その跡地利用を検討する必要があります。

(2) その対策

ア 上水道対策

夷隅郡市2市2町の水道事業の統合に伴い、今後は夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局と連携し、年間を通して安全で良質な上水の供給体制を確保するとともに、老朽化施設の更新・改修等を計画的に進められるよう施設の適切な維持管理を支援します。

イ 汚水処理対策

公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境の確保のため、生活排水対策として、合併処理浄化槽への転換を継続的に推進します。

ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理に係る環境負担低減のため、自主的なリデュース・リユース・リサイクル（発生抑制・再使用・再生利用）を積極的に推進することにより、ごみの減量化に努めます。

不燃物処理施設については、計画的な施設整備を図ります。また、今後は夷隅郡市2市2町と市原市との広域連携によるごみ処理を推進していきます。

し尿処理施設については、一部事務組合により夷隅環境衛生組合で共同処理を実施しているため、構成市町の連携を強化し、施設の維持に努めます。

エ 火葬場

夷隅地域については、大多喜町と連携を図りながら運営に努めます。

オ 消防・防災・防犯の充実

消防団員の活動環境の整備に向けて、消防車両の更新や詰所の建替え、消火栓の更新・設置などを推進するとともに、消防団組織の見直しや待遇改善を図り消防団員の確保に努めます。

防災の充実を図るため、防災備蓄品、防災機材の計画的な整備や災害時の応援協定等による災害対応力の強化に取り組みます。また、市民参加型の避難訓練や防災講習会、防災ハザードマップの更新、各種広報活動に取り組み、自主防災組織の設置を促進します。

防犯対策として、自主防犯組織の結成や育成支援を行い、防犯灯の適正配置や防犯カメラの設置等を進め、安全安心なまちづくりを推進します。

カ 公営住宅

夷隅地域における市営住宅は、施設の老朽化により松丸住宅を除き入居者の退居に合わせ計画的に施設の解体を実施します。

キ その他

新築した夷隅庁舎は、今後は適正な管理に努めるとともに、旧庁舎の早急な除却を行い、その跡地については、駐車場や消防機庫の整備など、適正な利用に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 (上水道)	上水道対策事業	夷隅郡市広 域市町村圏 事務組合	
	(3)廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	一般廃棄物処理対策事 業	市・市原 市・勝浦 市・大多喜 町・御宿町	
		クリーンセンター整備 事業	市	

	(し尿処理施設)	し尿処理対策事業	市・勝浦 市・大多喜 町・御宿町	
	(4)火葬場	火葬場管理運営経費	市・大多喜 町及び一宮 町	
	(5)消防施設	消防施設等整備事業	市	
	(6)公営住宅	市営住宅管理経費	市	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 (防災・防犯)	地域防災対策事業 ・倒木等による停電を防止す るための予防伐採を行う。 自主防災組織支援事業 ・自主防災組織への補助金交 付や災害対策コーディネータ ー養成講座を開き、地域の防 災リーダーを養成する。	市	
	(その他)	夷隅庁舎整備事業 (解 体・跡地利用) ・新庁舎の整備にあたり、旧 庁舎の除却を行う。 ・旧庁舎の除却にあたり、そ の適正な跡地利用を行う。	市	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援の充実

夷隅地域は、少子化の影響により3つの保育所を統合し平成23年に夷隅保育所を開設しました。平成30年には、保育所型認定こども園「夷隅こども園」となり、定員213人に対し122人と待機児童はいない状況です。（令和7年4月1日現在）

市では、延長保育や病児保育等の実施により保育サービスの充実を図り、また、保育料や子ども医療費の助成、放課後児童クラブの拡充による子育て世帯の負担軽減と育成環境の整備に取り組んでいます。

今後も、多様なライフスタイルに対応した子育て支援や児童虐待防止対策、療育支援、ひとり親家庭への支援など、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援等が求められています。

イ 高齢者施策の充実

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和2年国勢調査時には15,065人で、総人口の42.4%、夷隅地域においては43.5%を占めており、全国平均の28.6%を大きく上回る状況にあります。また、本市の介護保険事業における高齢者の要支援・要介護の認定者数は令和7年3月末で2,827人となつており、**高齢者数に対する認定者数の割合は、年々増加傾向にあります。**

夷隅地域には介護老人施設と介護老人保健施設があり、保健・医療活動と一体となった福祉サービスの提供や介護保険制度の適正な運営に努めるとともに、地域包括支援センターを中心に、高齢者の包括的支援体制の整備を図っています。

介護の現場では慢性的に担い手が不足していることから、介護人材の確保・育成のための対策を推進する必要があります。

高齢者が安心して暮らせる地域づくりとして、行政区において高齢者を見守る体制づくりに取り組んでいるほか、民間事業者の協力による高齢者見守りネットワーク事業及び見守りあんしん電話事業を推進しています。今後は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民の支え合いを支援し、介護サービス事業者等と連携し在宅介護サービスの充実を図ることが必要です。また、高齢者が持っている豊富な知識や経験、長年培った技術などを活かし、就労・ボランティア・趣味・スポーツなどの分野で社会参加を促し、地域社会に貢献できるような環境を整備していく必要があります。

(2) その対策

ア 子育て支援の充実

近年、核家族化が進み、出産後も仕事を継続していく共働き家庭が多く見られる中で、仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や休日保育、病児保育、一時預かり保育、**こども誰でも通園制度**、認定こども園や放課後児童クラブの充実、児童遊園や公園の整備など、市民の子育てニーズに対応した事業の拡充を図るとともに、保育料の軽減や医療費の助成などの経済的支援、

さらには、ひとり親家庭への自立支援や子どもの貧困対策、児童虐待防止などに取り組みます。

イ 高齢者施策の充実

介護・医療・福祉などの方面から総合的支援を行う地域包括ケアシステムを構築するとともに、ケアマネジメントや相談支援体制など地域包括支援センターの機能を充実させ、介護サービスの質の向上を図るなど、適切な介護保険制度の運営を推進します。

介護予防事業の充実を図り、健康寿命の延伸に取り組むとともに、保健・医療・福祉等の関係機関や介護サービス事業者との連携により適切な介護サービスの提供を行います。また、介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材を育成し、在宅介護支援の充実を図ります。

高齢者世帯の増加に対応するため、自主活動グループやボランティアへの支援など地域との連携による見守り体制作りを進めるとともに、民間事業者と連携した買物支援など、高齢者が必要に応じたサービスを受けることができる環境を整備し、高齢者の社会的孤立や不安の解消を図り、地域で支えていく仕組みづくりに取り組みます。

また、社会福祉協議会と連携して高齢者の活動に対する支援を行い、シルバー人材センターにおける就労機会の確保など、高齢者が地域社会で活躍できる機会の創出を促進します。

（3）事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	こども園管理運営経費	市	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	夷隅保健センター整備事業	市	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	放課後児童健全育成事業 ・共働き家庭など昼間保護者等がいない家庭で、小学校に就学している児童に対し、安全で適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	市	
		病児保育事業 ・病気の治療中や回復期の子どもを一時的に保育し、子育てと就労の両立を支援する。	市	
	(高齢者・障害者福祉)	障害者福祉事業 ・障害のある人が社会参加で	市	

		<p>き地域の人とともに生きるまちづくりを目指し、障害福祉計画及び障害児福祉計画に定められた障害福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策を推進する。</p>		
		<p>高齢者支援事業 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画に定められた事業に加え、高齢者が住み慣れた地域で元気で安全・安心に生活ができるよう地域包括支援センターが中心となり、介護・医療・福祉の総合的支援を行う地域包括ケアシステムを構築する体制・組織づくりを推進する。</p>	市	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、夷隅郡市の中核となる医療機関である「いすみ医療センター」をはじめとする15の医院・クリニック、13の歯科診療所があり、夷隅地域にはいすみ医療センターと3つの歯科診療所が立地し地域医療の受け皿として機能しています。近年は鴨川市にある亀田総合病院への入院治療の機会が増加するなど大病院の受診意向が見られます。

こうした中、休日、夜間、災害時の医療体制の強化や新興感染症に対応した地域医療体制の確保が必要であり、また、小児科、産婦人科の専門医療機関があるものの、分娩できる医院がないため、近隣市町村や関係機関と連携して医療体制の整備や充実を図る必要があります。

(2) その対策

住民の多様な医療ニーズに対応するため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを推奨し、地域医療連携の充実を図ります。

また、高齢化の進展により需要が高まっている訪問診療やオンライン診療の取り組みを推進するなど、医療機関との連携に努めます。

さらに、救急医療に対応するため、夷隅医師会、夷隅郡市広域市町村圏事務組合、二次救急医療機関との連携強化を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	いすみ医療センター負担金	市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

グローバル化や科学技術の進展などにより社会全体が急速に変化していく中で、少子高齢化や核家族化が進行し、子ども達や学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

学校教育では、豊かな感性を持ち社会の変化に対応できるように、道徳教育や情報教育の推進を図るとともに、学校の主体性や自主性を確立し特色ある学校教育を推進していく必要があります。また、いじめや不登校、非行の低年齢化などの社会問題や学力低下、基礎体力の低下などの課題に取り組んでいます。

夷隅地域では、少子化により3校の小学校が統合し、夷隅小学校として平成31年に新校舎により運営が行われています。また、国吉中学校も施設の老朽化から令和2年に新校舎を建て運営していますが、旧校舎の運用が課題となっています。

さらに、子ども達の快適で安全な学習環境を維持するため、教育施設の計画的な整備を実施する必要があります。

イ 生涯学習

夷隅地域は、夷隅文化会館、夷隅地区多目的研修センター、郷土資料館、ふるさと憩いの家、夷隅武道館などを有していますが、その多くは経年劣化による老朽化が進んでいます。

生涯学習施設は、自己の人格を磨き豊かな人生を送ることが出来るよう、また、現在の地域社会の活力の維持と発展のために大切な施設と位置付けられています。

児童生徒・青少年の健全な育成や家庭教育などに関する学習機会の提供、サークル活動に活かせる生涯学習関連施設の整備充実を図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

自ら学び周囲の者との対話を通して、自己の考えを広げ、活動できる子どもを育成することが重要となり、そのために、教職員の資質・指導力の向上に対応した研修の充実、指導体制の強化を図りながら、多様な学習方法や学習形態を取り入れ、基礎・基本を踏まえた学力の充実と一人ひとりの個性を大切にした教育を推進します。

また、教育の情報化の推進に向けて、ＩＣＴを活用した教育に対応していくため、ＩＣＴ環境の整備を進めるとともに、教育効果の明確化、効果的な指導方法の開発、教員のＩＣＴ活用指導力の向上方法の確立を図ります。

教育環境や学校施設等の維持管理及び整備に併せ、通学路の安全性確保やスクールバスを運行することにより安全な通学手段を確保します。

イ 生涯学習

夷隅地域に設置されている、各生涯学習施設については、「いすみ市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理を行います。

また、夷隅文化会館は災害時の避難所に指定されていることから、避難所機能を有する整備の充実化をはじめ、野球場・スポーツ広場の機能高度化を図ります。

各施設の老朽化が進んでいる状況の中で、夷隅武道館は一般の利用以外に中学生の授業や部活動で使用していることから施設の改修を実施します。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎) (屋内運動場)	小・中学校施設整備事業	市	
		小・中学校施設維持管理経費	市	
	(給食施設)	学校給食運営事業	市	
	(その他)	社会教育施設整備事業	市	
		社会教育施設管理経費	市	
	(3)集会施設、体育施設等 (公民館)	夷隅文化会館整備事業	市	
		夷隅地区多目的研修センター整備事業	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	小・中学校教育振興経費 ・特色ある教育を推進するため教材等の購入及び教育環境の充実を図る。	市	
		小・中学校情報教育推進事業 ・ICTを活用し、自主的に学ぶ生徒の育成を図る。	市	
	(その他)	スクールバス運行事業 ・夷隅小学校への通学に係るスクールバス運行を実施。	市	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

夷隅地域は27の行政区で構成されており、このうち山間部に位置する小高、小又井、札森、柿和田の4区は、各区の人口が50人未満と非常に少ない状況です。（令和7年4月1日現在）

市民一人ひとりが安心して心豊かに暮らし、地域の課題を解決していくためには、地域コミュニティの役割は重要となっています。特に、東日本大震災のような大規模災害時や、福祉の分野などでは、行政による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」の役割についても重要視されています。

しかし、近年では、少子高齢化・人口減少の影響により、地域の衰退や活力の低下が生じ、また、地域のコミュニティへの未加入世帯の増加や地域における連帯意識、郷土意識の希薄化等の影響等により、地域活動や文化継承の担い手が不足するなどの様々な課題が生じています。

このような中、地域が抱える課題を解決していくためには、地域コミュニティが果たす役割の重要性は高く、そのため各地域で行われている主体的な地域活動を促進していく必要があります。

(2) その対策

各行政区の集会施設の建設や修繕事業を支援することにより、区民のコミュニティ活動拠点の整備を図ります。

地域で高齢者を見守っていく体制づくりや、認知症の方やその家族の方の集いの場づくりといった福祉分野での活動への支援、地域における防災訓練の実施や自主防災組織の設置、災害時等における協力体制の構築などといった、地域におけるコミュニティの主体的な活動を促進します。

さらには、移住希望者に向けた情報発信の充実や空き家バンクの提供など、移住政策を推進するとともに、若年層の人口流出や少子化対策として新婚世帯へ賃貸住宅入居費等の助成など、集落の維持に努めます。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	コミュニティ施設整備事業 ・地区集会所または集会施設等の建設や修繕に要する経費について補助金を交付する。	市	

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

社会の変化や余暇の増大にともない「ゆとり・うるおい」などの心の豊かさが重視されるようになりました。それに伴い、芸術・文化に対する関心が集まり、知識や教養を高める場を求める傾向が強まっています。

市内には、文化財が224件（国指定4件、県指定21件、市指定199件）あり、うち夷隅地域の文化財は131件（県指定10件、市指定121件）です。伝統行事や郷土芸能など多く受け継がれています。

そして、天然記念物や文化財、伝統行事、郷土芸能などは、本市の歴史や文化の変遷を知るうえで貴重な財産かつ、郷土の誇りであるため、適正な保全を図り、次世代に継承していくことが必要です。

さらに、国内外の他の地域の人々との交流を促進するなど、文化の発信を積極的に行っていく必要があります。

(2) その対策

市民のニーズを把握し、優れた芸術・文化と親しむ機会の拡充を図り、既存施設の環境整備や、市民の主体的な芸術・文化活動の支援に努めます。

また、本市の文化財を取りまとめた「いすみ市の文化財」や「いすみ市の文化財マップ」の発行による普及啓発を行い、文化財に対する保護意識の醸成を図ります。また、建造物や美術工芸品、天然記念物等の有形文化財の計画的な管理・保存や地域で受け継いできた無形民俗文化財の継承のための支援、人材の育成を推進します。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1.0 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 (地域文化振興施設)	郷土資料館管理経費	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化活動推進事業 ・地域の芸能祭開催や学術、芸術の研究や公演活動等を行っている団体を支援し、地域が活性化された豊かな社会を目指す。	市	

		文化財保護事業 ・指定文化財の管理及び保護 を行い、文化等の正しい理解 と適切な活用を図る。	市	
--	--	---	---	--

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化は、気候変動による広範囲かつ長期的な影響により環境リスクを高め、人類の生存基盤や生物多様性を脅かす深刻な問題であり、早急な対策が求められています。温室効果ガスの排出は、化石燃料の燃焼等により得られるエネルギーの消費に伴うものであるため、再生可能エネルギーの利用推進が求められています。

(2) その対策

脱炭素社会の構築に向け、家庭における地球温暖化対策を推進するため、住宅用設備脱炭素化促進事業を実施するとともに、豊かな自然環境と調和を図りながら、環境にやさしい再生可能エネルギーの普及・啓発を推進します。また、「いすみ市地球温暖化対策実行計画」に基づき温室効果ガス排出削減に向け、既存建物等の照明のLED化、太陽光発電等の導入、公用車の次世代自動車、低燃費・低公害車の導入等各種事業を順次実施していきます。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	再生可能エネルギー促進事業 ・家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用設備脱炭素化促進事業補助金を交付する。	市	

事業計画（令和8年度から令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	移住定住促進事業 ・地域の情報発信及び体験交流プログラムの実施、移住相談、空き家バンクの運営等により移住・定住の促進を図る。	市	移住定住促進に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
	(地域間交流)	国際交流事業 ・市民の異文化に対する理解と認識を深め、国際社会に貢献する豊かな人間形成を図る。	国際交流協会	国際交流に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
	(人材育成)	地域おこし協力隊事業 ・都市から地域の活性化に意欲ある人材を受け入れ、地域課題の克服を行いながら定住・定着を図る。	市	地域おこし協力隊に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第一次産業)	有害鳥獣駆除対策事業 ・鳥獣による被害の減少を目指し、農林水産業の振興を図る。	市	有害鳥獣駆除対策に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
		園芸農産振興対策事業 ・園芸農産物生産拡大に必要な機械・施設整備や、生産団体等に対して補助し、生産性向上を図る。	市	園芸農産振興対策に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。

	(観光)	公園施設管理経費 ・魅力ある観光地づくりの推進と観光客受け入れ環境の整備を目的に観光施設を適正に管理する。	市	公園施設管理に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
	(企業誘致)	企業誘致推進事業 ・空き公共施設等へ企業を誘致し、雇用の促進を図る。	市	企業誘致推進に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
		産業振興及び雇用促進事業 ・企業の育成と立地等に必要な奨励措置を講ずることにより産業の振興と雇用の促進を図る。	市	産業振興及び雇用促進に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
	(その他)	土着菌完熟たい肥センター管理経費 ・地域の未利用資源を活用した循環型有機農業を推進するため、土着菌完熟たい肥センターを維持管理し、たい肥の販売を行う。	市	土着菌完熟たい肥センターに資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	市内公共交通運行事業 ・市内循環バス、いすみシャトルバス、市民のりあいタクシーの運行維持の支援等や車両の更新をし、公共交通による市民の移動手段の確保を図る。	市・商工会	市内公共交通運行に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。

		<p>観光地域づくり法人連携支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者協力型自家用有償運送事業を支援し、地域住民の交通手段の確保と観光の二次交通の充実を図る。 	市	観光地域づくり法人連携支援に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 (防災・防犯)	<p>地域防災対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 倒木等による停電を防止するための予防伐採を行う。 	市	地域防災対策に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
		<p>自主防災組織支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織への補助金交付や災害対策コーディネーター養成講座を開き、地域の防災リーダーを養成する。 	市	自主防災組織支援に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
		<p>夷隅庁舎整備事業（解体・跡地利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新庁舎の整備にあたり、旧庁舎の除却を行う。 旧庁舎の除却にあたり、 その適正な跡地利用を行う。 	市	夷隅庁舎整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	<p>放課後児童健全育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 共働き家庭など昼間保護者等がいない家庭で、小学校に就学している児童に対し、安全で適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。 	市	放課後児童健全育成に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。

		<p>病児保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の治療中や回復期の子どもを一時的に保育し、子育てと就労の両立を支援する。 	市	病児保育に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
(高齢者・障害者福祉)		<p>障害者福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が社会参加でき地域の人とともに生きるまちづくりを目指し、障害福祉計画及び障害児福祉計画に定められた障害福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策を推進する。 	市	障害者福祉に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
		<p>高齢者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画に定められた事業に加え、高齢者が住み慣れた地域で元気で安全・安心に生活ができるよう地域包括支援センターが中心となり、介護・医療・福祉の総合的支援を行う地域包括ケアシステムを構築する体制・組織づくりを推進する。 	市	高齢者支援に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	いすみ医療センター負担金	市	いすみ医療センターに資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。

8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	小・中学校教育振興経費 ・特色ある教育を推進するため教材等の購入及び教育環境の充実を図る。	市	小・中学校教育に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
		小・中学校情報教育推進事業 ・ICTを活用し、自主的に学ぶ生徒の育成を図る。	市	小・中学校教育に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
	(その他)	スクールバス運行事業 ・夷隅小学校への通学に係るスクールバス運行を実施。	市	スクールバス運行に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	コミュニティ施設整備事業 ・地区集会所または集会施設等の建設や修繕に要する経費について補助金を交付する。	市	コミュニティ施設整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化活動推進事業 ・地域の芸能祭開催や学術、芸術の研究や公演活動等を行っている団体を支援し、地域が活性化された豊かな社会を目指す。	市	文化活動推進に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。
		文化財保護事業 ・指定文化財の管理及び保護を行い、文化等の正しい理解と適切な活用を図る。	市	文化財保護に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。

				です。
1.1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	再生可能エネルギー促進事業 ・家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用設備脱炭素化促進事業補助金を交付する。	市	再生可能エネルギー促進に資する事業であり、効果は将来に及ぶものです。